

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

第2工区整備予定地有効活用イベント業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和6年 9月 5日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 業務概要

(1) 委託名

第2工区整備予定地有効活用イベント業務委託

(2) 履行場所

川口市大字新井宿700（川口市立グリーンセンター地内）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託内容

「第2工区整備予定地有効活用イベント業務委託仕様書」のとおり

(5) 契約上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 実施方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。

(1) 令和6年度川口市物品入札参加資格者名簿（取扱品目：040-01「イベント企画・運営」）に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。

(4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 過去 3 年間に於いて、国、地方公共団体、その他の公共団体又は民間で類似業務の実績があること。

3 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 9 月 5 日（木） |
| (2) 質問締切日 | 9 月 20 日（金）正午まで |
| (3) 質問回答期限 | 9 月 27 日（金） |
| (4) 参加申込の受付締切日 | 10 月 1 日（火）17 時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 10 月 4 日（金） |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 10 月 15 日（火）正午まで |
| (7) ヒアリング（プレゼンテーション） | 10 月 28 日（月） |
| (8) 選定結果通知日 | 10 月 30 日（水）予定 |

4 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

プロポーザルへの参加を希望する者に対し、提出された企画提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

- ・業務実績
- ・実施体制
- ・企画方針
- ・計画性
- ・実現性
- ・独創性
- ・収支計画

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市 経済部 グリーンセンター 〒333-0826 埼玉県川口市大字新井宿700

電話：048-281-2319（直通） メールアドレス：100.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 仕様書等関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページ「第2工区整備予定地有効活用イベント業務委託仕様書」にて閲覧に供する。

令和6年9月5日（木）～10月18日（金）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/060/oshirase/46261.html>

6 その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。